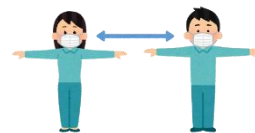


日頃から気をつけること！

～毎日ご自身の体調を確認することが重要です～

❗ 日頃から以下のものを準備しておきましょう

- 体温計
 - 薬（常用している薬、市販の咳止め、解熱薬など）
※薬剤師や医薬品登録販売者に相談しましょう
 - コロナ用抗原検査キット（「**体外診断用医薬品**」または「**第一類医薬品**」と表示）
※薬局やインターネット等で購入することができます（研究用では診断できません）
 - 日持ちする食料（5～7日分を目安に）
 - 衛生用品（マスク、アルコール消毒液等）
 - 日用品（生理用品、オムツ等）
- ※日常生活で備蓄を使用し、常に新しいものに入れ替える「ローリングストック」を！



❗ 感染対策を継続しましょう

- 毎日体温を測る、規則正しい生活をするなど健康管理をしましょう
- 「マスクの着用」や「手洗い」、「3密（密接・密集・密閉）を避ける」、「換気」など基本的な感染対策をしましょう
- 家庭内での感染対策を考えておきましょう

■新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口 **☎ 0120-567-177**
 （平日 8時30分～21時00分 土日祝 8時30分～17時15分） **fax 024-521-7926**

■陽性者のいる家庭内での感染対策を確認したい方は福島県ホームページへ **➡**



体調に異変を感じたら？

- あわてずに、症状や常備薬を確認しましょう
- 症状の軽い方や基礎疾患がない方などは、抗原検査キットを使ってご自身で検査をしましょう（症状が軽い場合は、すぐに検査をすると陰性になることがありますので、1日程度様子を見てから検査をしましょう）
- 65歳以上の方や基礎疾患がある方、お子さんや妊娠している方などでかかりつけ医がある方は、まずはかかりつけ医に相談し、検査をしましょう
- 症状がある間は外出や人と会うことを控え、自宅で過ごしましょう**



ご自身の検査で陽性になったら？～医師による診断を受けましょう～

かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診

- ①65歳以上の方、②小学生未満の方 ③妊婦
 - ④基礎疾患がある方 ⑤お薬の処方を希望する方
- ※必ず受診の可否について電話で確認してから受診しましょう。

■診療・検査医療機関をお探しの方はQRコードから確認できます。

■受診・相談センター ☎0120-567-747（24時間対応）



福島県陽性者登録センターに登録

左記以外で、医療機関の受診が不要とされる方
 ※お薬の処方はありません。
 ※インターネットからの登録のみになります。



陽性になった方の療養期間

※入院している方、高齢者施設に入所している方は除く。

決められた療養期間は外出を自粛し、人との接触を避けましょう。

陽性者専用相談窓口 福島県フォローアップセンター ☎0120-897-089

詳しくは福島県ホームページへ



発症から7日間経過かつ症状軽快後24時間経過した場合に療養解除可能となります。
8日目解除のためには、6日目までに症状軽快していることが条件です。

(症状軽快が7日目以降の場合は、症状軽快した日の翌日まで療養し、翌々日に療養解除となります)

※症状軽快とは「解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状も改善傾向である場合」です。

症状のある方 (有症状者)	月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	
発症日	外出自粛 (発症日を0日目として7日目まで) 検温など健康状態の確認							療養解除	検温・感染予防徹底			
症状のない方 (無症状者)	検体採取日	外出自粛 (検体採取日を0日目として7日目まで) 検温など健康状態の確認							療養解除			
		外出自粛 (5日目まで) 検温など健康状態の確認					抗原検査キット陰性	療養解除	検温・感染予防行動			

診断後症状が出現した場合は、出現した日を0日目として「症状がある方」の表で療養期間を確認してください。

(無症状者の場合) 5日目に検査キット(自費購入)で陰性確認できれば、6日目に解除が可能です。

- ・【体外診断用医薬品】又は【第1類医薬品】と表示された抗原検査キットを使用してください。
- ・陰性確認をするための医療機関受診や県配付の抗原検査キットの使用は控えてください。

有症状者は10日目まで、無症状者は7日目まで、療養解除後も引き続き感染対策をお願いいたします。

- ☑ 感染リスクの高い場所の利用や会食等は避けてください。
- ☑ 高齢者や基礎疾患のあるいわゆるハイリスク者との接触を避けてください。
- ☑ ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障がい児者施設や医療機関への不要不急の訪問は避けてください。
- ☑ マスクを着用してください。

濃厚接触者について

詳しくは福島県ホームページへ



- ☐陽性者の同居者、マスクを着用していないなど感染対策を行わずに会話をしたり、飲食を共にした方などは、濃厚接触者に該当します。
- ☐決められた待機期間中は、外出を控え、人との接触を避け、自宅待機してください。
- ☐待機期間は、陽性者の発症日以降に家庭内で感染対策を始めた日から5日間です。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
陽性者	発症日 または 検体採取日							療養最終日	療養解除日	
同居家族	家庭内で感染対策をした日						待機解除 7日目まで検温など健康状態の確認を継続			
		家庭内で感染対策をした日	自宅待機 5日間 ※毎日健康状態をチェック					待機解除 7日目まで検温など健康状態の確認を継続		

※2日目及び3日目に自費での抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、待機期間は3日目までになります。

新型コロナ感染拡大に備えて

1

新型コロナ抗原検査キットや薬、食料品などをあらかじめ準備しましょう

○国が承認した検査キットを選びましょう

「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と表示があるもの

- ・販売薬局等については、福島県薬剤師会のホームページで確認できます
- ・すでに症状がある等で薬局に行けない場合は、検査キット配布センターをご利用ください



福島県薬剤師会



福島県検査キット
配布センター

○薬（常用している薬、市販の咳止め、解熱鎮痛剤等）

○体温計



※1～2週間分多めに用意しましょう。薬剤師等に相談しましょう。

○日持ちする食料（5日～7日分程度を目安）（ローリングストック等で工夫）

○衛生用品（マスク、アルコール消毒液等） ○日用品（生理用品、オムツ等）



2

セルフチェックをしましょう

重症化リスクの低い方は、発熱やせきなど、体調に異変を感じたら、まず検査キットでセルフチェックをしましょう

※発症直後やウイルスの付着が不十分な場合、陰性となる場合がありますので、検査方法を十分確認して実施してください。

検査の結果、**陽性**だった場合

症状が軽く医療機関の受診を必要としない方は、

福島県陽性者登録センターに登録申請してください



福島県
陽性者登録センター

◆小学生未満の方や65歳以上の方、基礎疾患がある方、妊婦の方は、医療機関（かかりつけ医、診療・検査医療機関等）を受診してください。なお、医療機関を受診する場合は、必ず事前にご連絡の上、受診してください。

検査の結果、**陰性**だった場合でも、

症状があるうちは、外出を控え、人との接触を控えてください

3

電話相談窓口などを確認しておきましょう

福島県新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口⇒



福島県
相談窓口

ご自身での検査で陽性となった場合

- ▶重症化リスクが低い方は**福島県陽性者登録センター**に登録申請してください。
(医療機関のひっ迫を防ぐため、登録可能な方は登録センターをご利用ください。)
- ▶重症化リスクがある方は、**かかりつけ医など医療機関にご連絡のうえ受診**してください。
- ▶症状が出る前に、薬や食料、日用品などをあらかじめ準備しましょう。

福島県陽性者登録センターに登録する場合

(1) 対象者

下記の要件を**全て満たす**方で、**症状が軽く医療機関の受診を必要としないと判断できる**方は登録センターをご利用ください。

医療機関を受診する予定の方は、登録申請は不要です。

- ・県内在住の方
- ・小学生から64歳までの方
- ・軽症または無症状の方
- ・基礎疾患などで治療中（または経過観察中）でない方
- ・妊娠していない方
- ・症状が出た日（発症日）から6日以内の方（発症日を0日とする）

(2) 登録申請方法

右記のホームページからウェブによる申請をお願いします。
以下の項目等の入力が必要です。

- ・基本情報（氏名、生年月日、住所等）
- ・基礎疾患などがないこと
- ・検査キットの結果等の写真をアップロード
- ・検査キットに係る情報（品目名、製造販売業者名）



福島県
陽性者登録センター



【お問い合わせ】 **0120-670-050**（受付時間9：00～18：00）

(3) 留意事項

福島県陽性者登録センターでは**薬の処方**は行いません。

- ・新型コロナウイルス感染症の症状としては、発熱・のどの痛み・鼻水・咳・全身のだるさなどが現れますが、そのほとんどが2～4日で軽くなります。重症化リスクの低い方は、お手元の解熱剤（市販薬を含む）等を服用し、安静にして様子をみてください。
- ・登録後に医療機関を受診する必要がある場合、既に当センターで登録済であることをお伝えください。

医療機関を受診し診断を受ける場合

- ・65歳以上の方、小学生未満の方、妊婦、基礎疾患などがある方、症状がつかなくお薬の処方を希望する場合などは、**かかりつけ医や診療・検査医療機関**を受診し診断を受けてください。**必ず電話で相談してから受診**してください。
- ・医療機関は右記のホームページから検索してください。
検索できない場合は、
受診・相談センター（Tel：0120-567-747）にご相談ください。
- ・検査キットの結果を確定診断に用いる場合があります。**氏名・検査日時を記載したメモ**を検査キットと一緒に撮影し**画像として保存**しておくなど、受診時に提示できるようにしてください。



福島県
診療・検査医療機関

